

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せば、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の意義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、運送又は取扱いすることにより旅行者を運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他料金に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう、手配旅行契約を締結するものです。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料等の他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行取扱料金（更変手続料金及び渡航手続料金を除きます）をいいます。

4 この部で「通常契約」とは、当社が発行するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員との間で電話、郵便、ファックス、インターネットその他の通信手段による申込みを受けた上で締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等係る債務は、当該債務又は債務が履行されるべきまで以降に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

5 この約款で「カード利用日」とは、当社がカード会員規約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（手配旅行契約の終了）

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づき当社の債務の履行終了します。したがって、満員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかつた場合であつても、当社がその義務を負ったときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行取扱料金（以下「渡航料金」といいます）を支払わなければなりません。通常契約を締結した場合は、当社が利用料金等の第16条第2項又は第3項に定める方法により支払うこととしないとする特約旅行契約をいいます。

（手配旅行契約の変更）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼て行う者その他の補助者に代行させることができます。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める額の申込とみなすとともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通常契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼番号とする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料等の他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

（1）通常契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である場合、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

（2）旅行者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は組合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

（3）旅行者が、当社に対する暴力的攻撃行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

（4）旅行者が、風説を流布し、偽証を用いたりして他人の信頼を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

（契約の成立時期）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通常契約の前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約の成立の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかになります。

（乗車券及び宿泊料金等の特則）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの提供を受ける旨の申込書に付する中止、官公署の命令その他の理由による手配の拒否を示す旨の申込書を交付するものについては、口頭による申込書を受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約書面）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅費代金その他の旅行者に関する事項を記載した書面（以下「約款書面」といいます）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊料金その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した申込書に付する権利を示す旨の申込書を交付するものについては、口頭による申込書を受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約書面の変更）

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行の技術及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に際して、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます）を提供したときは、旅行者の有するクレジットカードに記載事項が記載されたことを確認します。

2 前項の場合は、手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配又は消去せずに運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、運賃料その他の手配に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に負担するものとします。

（旅行者による任意の解除）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配又は消去せずに運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、運賃料その他の手配に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手續料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に負担するものとします。

（旅行者の責に帰すべき事由による解約）

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、運賃料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（旅行者の責に帰すべき事由による解約）

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

（1）旅行者が所定の期間までに旅行代金を支払わないとき。

（2）通常契約を締結した場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者の旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

（3）旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスに係る取消料、運賃料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（当社の責に帰すべき事由による解約）

第15条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を防ぐものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

なければなりません。

2 通常契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名として旅行代金の支払いを受れます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前ににおいて、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に通知します。

5 当社は、通常契約を締結した場合であつて、運送・宿泊機関等のカードにより旅行者が支払うべき費用等が決済したときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

6 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

7 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

8 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

9 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

10 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

11 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

12 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

13 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

14 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

15 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

16 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

17 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

18 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

19 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

20 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

21 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

22 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

23 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

24 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

25 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

26 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

27 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

28 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

29 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

30 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

31 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

32 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

33 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

34 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

35 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

36 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

37 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

38 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

39 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

40 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

41 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

42 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

43 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

44 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

45 当社は、通常契約を締結した場合は、当社が手配旅行契約の規定により旅行者に支払われるべき費用等の支払いを受けるに際して、運送・宿泊機関等の手配旅行契約の規定により旅行者に支払うべき費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社が旅行代金に支払うべき額を、当